

伐採及び伐採後の造林の届出書に係る手続きについて

山林の伐採を行う場合、森林法第10条の8の規定により、届出書の提出が義務付けられています。

つきましては、下記の書類をご提出くださるようお願いいたします。

なお、伐採予定地が複数箇所になる場合は、1箇所ごとの提出をお願い致します。

【伐採前】※伐採開始日の30日以上90日前までに提出

森林所有者 ①伐採及び伐採後の造林に係る届出書

(届出者) ②森林所有者の本人確認書類（保険証、マイナンバーカードの写しなど）

③森林所有者が当該土地の所有者であることを証明するもの
(登記事項証明書等)

④当該土地の位置を示す地図

伐採者 ①伐採計画書

②伐採予定地の写真

造林者 ①造林計画書（伐採後に造林を行う場合はご提出ください）

【伐採後】※伐採完了後、または造林完了後30日以内に提出

報告者 ①伐採に係る森林の状況報告書

〔届出者または
伐採者〕 ②当該土地の伐採前、伐採後の状況が分かる写真

伐採後に造林を行う場合

造林者 ①伐採後の造林に係る森林の状況報告書

②造林地の全景、植栽樹種の状況が分かる近景の写真

天然更新の場合 ※伐採後、5年以内に提出

森林所有者 ①伐採後の造林に係る森林の状況報告書

(届出者) ②更新地の全景、更新樹種の状況が分かる近景の写真

※更新の基準

①更新樹種の樹高がおよそ50cm以上であること

②更新樹種が伐採跡地に5本以上生育していること

③伐採跡地が全体的に更新されていること